

長野市事業継続緊急支援金 Q & A 集

- この資料では、ご質問が多いと思われる内容についてお答えしております。また、随時Q & Aを追加する予定です。

令和2年5月

<第2版>

長野市 商工観光部 商工労働課

事業継続緊急支援金担当

1 長野市事業継続支援金の内容

(問 1-1) どういう支援金か。

(答) ○ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業、売上げの減少等により経営の安定に支障が出ている市内の中小企業や個人事業主の皆様に対して、事業の継続に向けた緊急的な支援を実施するため、テナント賃料相当額について支援金を交付するものです。

(問 1-2) 支援金の交付までにどのような手続きを行えばよいのか。

(答) ○ 長野市のホームページから申請書等をダウンロードし、必要事項を記載の上、長野市商工労働課に郵送にてご提出ください。申請書等の印刷が難しい場合は、「ながの電子申請サービス」から申請書等の郵送申し込みを行ってください。各サイトのURL及び郵送先は以下のとおりです。

<長野市事業継続緊急支援金 ホームページ>

<https://www.city.nagano.nagano.jp/site/covid19-joho/451297.html>



<ながの電子申請サービス>

https://s-kantan.jp/city-nagano-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=7198



f

<郵送先住所>

〒380-8512

長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市 商工労働課 事業継続緊急支援金担当

(問 1-3) ながの電子申請サービスは利用者登録が必要なのか。

(答) ○ 本支援金の申請書等の郵送申し込みについては、利用者登録は必要ありません。

(問 1-4) いつまでに申請する必要があるか。

(答) ○ 令和2年6月30日(火)消印の申請書まで受け付けます。

(問 1-5) 申請書を提出してからどれくらいの期間で補助金が支払われるか。

(答) ○ 申請書等提出書類に不備がなければ、最短2週間程度で支払いとなります。そのため、支払い開始時期は令和2年5月中旬を想定しています。

(問 1-6) この支援金は税務上どのような取扱いとなるか。

(答) ○ 国において、法令に則ると、非課税事由に該当しないとの考え方であり、本支援金は課税対象となります。

2 交付対象者

(問 2-1) 交付対象者となる事業規模の基準はあるか。

(答) ○ 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する者が、支援金交付の対象者です。

(問 2-2) 個人事業主は交付対象者となるのか。

(答) ○ 法人だけでなく、個人事業主も交付対象となります。

(問 2-3) 第3セクターや指定管理者が運営する施設は対象になるのか。

(答) ○ 対象となりません。

(問 2-4) 駐車場のみ借りている場合は対象となるのか。

(答) ○ 対象となりません。

(問 2-5) 交付対象者の所在地域や市町村は限定されるのか。

(答) ○ 限定されません。

(問 2-6) 長野市外に本社があるが、長野市内に支店があり、事業を営む場合は交付対象者となるのか。

(答) ○ 交付対象者になります。

(問 2-7) 申請者とテナントの賃貸借契約書の借主が別の場合は対象となるのか。

(答) ○ 申請者と賃貸借契約書の借主が同一の場合のみ対象とします。ただし、社名変更等により名称(氏名)等が変更となった場合は、それを証する書類の提出があり、変更理由が確認できれば対象となります。

(問 2-8) 住居と店舗が一体となっているテナント物件の場合は対象となるのか。

(答) ○ テナント賃料のうち店舗分について対象となります。賃貸借契約書に店舗分と住居分が区別して、記載されていれば当該店舗分の賃料相当額が対象となります。そのような記載がない場合、面積按分等を行って店舗分を算出してください。また、合わせてその根拠となる図面等もご提出ください。

(問 2-9) 令和 2 年 3 月から 4 月の間に移転した場合は交付対象となるのか。

(答) ○ 移転前後の店舗両方ともテナント物件であれば交付対象となります。その場合は、移転前後の賃貸借契約書の写し(2 契約分)を提出いただき、各月の賃料合計額(ただし上限 20 万円)が交付額となります。

(問 2-10) 複数物件を賃借して対象業種の店舗を営んでいる場合はどうなるか。

(答) ○ 複数物件を賃借して対象業種の店舗を営んでいる場合、テナント賃料合計が 1 事業者の対象となりますが、申請は 1 回のみとし、合わせて上限 20 万円です。

(問 2-11) 業歴 3 カ月未満の場合は交付対象者になるのか。

(答) ○ 交付対象者になりません。

(問 2-12) 「商品等の販売やサービスの提供をしている店舗」とはなにか。

(答) ○ 対象物件にて商品の販売やサービスの提供を対面にて行っているような事業を想定しております。そのため、「在庫などを置いているみの倉庫」や「従業員が事務作業を行うのみの事務所」などは対象としておりません。

(問 2-13) 主たる事業が対象業種でなくても、交付の対象者となるのか。

(答) ○ 主たる事業でなくても、対象業種の事業を営んでいる場合、交付の対象となります。ただし、賃料の対象となるのは、対象業種の事業を営んでいる店舗分のみとなります。

(問 2-14) 個人事業主で自身が所有する(賃貸でない)店舗で対象事業を営んでいる場合、交付対象者対象となるのか。

(答) ○ 対象になりません。

3 申請書類(添付資料)について

(問3-1) 複数物件を賃借して対象業種の店舗を営んでおり、1物件の賃料で上限額を超えない場合どうすればよいか。

(答) ○ 合計月額賃料が10万円を超える分の賃貸借契約書の写しを提出ください。

例) 賃料月額6万円の物件と賃料月額5万円の物件と賃料月額3万円の3物件において対象業種の店舗を営んでいる場合、賃料月額6万円の賃貸借契約書の写しと賃料月額5万円の賃貸借契約書の写しを提出してください。

(問3-2) 個人事業主が提出する本人確認書類等は公共料金の支払い明細なども良いのか。

(答) ○ 以下に記載されたものを本人確認書類とし、提出してください。

A) 1点だけで本人確認が可能なもの(官公署が発行した写真付の証明書)

○ マイナンバーカード(通知カードは不可)、運転免許証、パスポート、顔写真付の住民基本台帳カード、在留カード、障害者手帳など

B) 2点以上の組み合わせが必要なもの

○ 健康保険証、介護保険等の被保険者証、年金手帳、年金証書、顔写真のない住民基本台帳カードなどの官公署が発行した証明書などを2点以上
または

○ 健康保険証、介護保険等の被保険者証、年金手帳、年金証書、顔写真のない住民基本台帳カードなどの官公署が発行した証明書を1点と、診察券(氏名及び生年月日の記載のあるもの)、社員証、学生証などを1点

(問3-3) テナント賃料とはどこまでの範囲を指すのか。

(答) ○ 消費税込みの賃料を指します。共益費や更新手数料等は含みません。

4 売上減少の算出について

(問4-1) 売上の減少はどのように示すのか。

(答) ○ 平成31年4月及び令和2年4月の売上高を減少率の算出根拠とし、前年に比して20%以上減少していることが条件です。

(問4-2) 4月以外の月を基準とすることはできないのか。

(答) ○ 一律で同じ条件とするため、4月を基準月として判定します。

(問4-3) 売上はその店舗の売上なのか、それとも申請者の事業全体での売上なのか。

(答) ○ 申請者が実施している事業全体の売上です。

(問 4 - 4) 売上は何の数字を書けば良いのか。

(答) ○ 月次試算表、総勘定元帳、売上台帳、確定申告書、収支内訳書などにある該当月の売上を記載してください。また、記載の根拠としたそれら資料の写しを「売上減少を証する書類」として、申請の際添付してください。

【お問い合わせ先】

長野市 商工観光部 商工労働課 事業継続緊急支援金担当

電話番号 026-224-7921